

1【 】 著作者の同意を得ずに著作物が公表され、不特定の者に知られた場合には、公表権は消滅する。

【×】 無断で公表された場合は、公表されたとしない。この効果は、公表された著作物は権利者に断りなく私的使用や引用など利用できる場合が種々規定されている。更に、法人著作の場合は、公表から権利期間が開始される。 18条

2【 】 甲と乙との共同著作物について、丙がこれを翻案することは、丙が乙から同意を得ていたときでも、甲の同一性保持権を侵害する。

【○】 共同著作物の行使には共同著作者全員の許諾が必要で、一部の者のみが許諾しても実施すれば著作権侵害となる。 65条2項

3【 】 甲が書いた小説を、翻訳家をめざす学生乙が翻訳し、その翻訳物に原著作者として甲の氏名を表示しないことは、乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても、甲の氏名表示権を侵害する。

【×】 氏名表示権は、氏名を公衆に提示することであり、家族のみの場合は氏名表示権は働かない。 19条「公衆への提供若しくは提示に際し」である。